

平成 27 年

第 1 回

薩摩川内市教育委員会
(定例会)

会 議 録

平成 27 年 1 月 26 日

第1回 薩摩川内市教育委員会定例会

- 1 期 日 平成27年1月26日(月)
- 2 場 所 市役所5階 教育委員会室
- 3 出席委員 委員長 三本 伴子 委員長職務代理者 福山 廣
委員 上川 幸子 委員 初田 健
教育長 上屋 和夫
- 4 説明のために出席した職・氏名
教育部長 中川 清 教育総務課長 鮫島 芳文
学校教育課長 原之園健児 社会教育課長 橋口 誠
文化課専門職 村岡 斎哲 少年自然の家所長 上村 実行
中央図書館長 本野 啓三
- 6 記録者 教育総務課課長代理 橋口 公男
- 7 傍聴者 なし
- 8 日 程
 - (1) 会議録承認
 - (2) 諸般報告
 - (3) 付議する事件
議案第1号 薩摩川内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る議案に関する意見の申出について
議案第2号 薩摩川内市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定に係る議案に関する意見の申出について
議案第3号 薩摩川内市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
 - (4) その他
 - ① 3月上程予定議案について
 - ② 薩摩川内市スポーツ推進計画の策定について
 - ③ 2月行事について
 - ④ その他

開会時間 13時30分

- 委員 長 ただいまから平成27年第1回薩摩川内市教育委員会定例会を開会します。
- 委員 長 平成26年第13回定例会会議録についてお諮りします。会議録を承認してよろしいですか。
(はいの声あり)
- 委員 長 平成26年第13回定例会会議録は承認されました。次に会議録署名委員の指名を行います。上屋教育長を会議録署名委員に指名します。
- 委員 長 文化課の岩元課長が本日欠席で、村岡専門職が出席されています。1月の人事異動で初めてこられましたので、村岡専門職にあいさつをお願いします。
- 文化課専門職
委員 長 (あいさつ)
それでは、諸般報告について、教育総務課から説明をお願いします。
- 教育総務課長
委員 長 資料の2ページで説明
質問はありませんか。次に学校教育課の説明をお願いします。
- 学校教育課長
委員 長 資料の3ページで説明
質問はありませんか。
- 委員 員 先週学級PTAがあり、土曜授業が4月からあると勘違いされている保護者も多くいました。予定を立てる上で早めに知りたいということだと思いますが、周知の流れはどうなっているか教えてください。
- 学校教育課長 平成27年9月から年に6回程度実施することを臨時の校長会で説明をしたところです。教育課程に位置付けて職員の共通理解を十分図った上で、保護者に説明を今後していくようにしています。併せて、第4土曜につきましても、子供たちの土曜日の充実を図るということで関係課と連携を図りながら土曜学習の調整をいるところです。年度内には来年度のことについて、各学校で説明が行われると考えています。
- 委員 長 土曜日授業に関連してですが、7時30分までに学校に来てはいけないということがありますか。もしあるとすれば、働いているお母さんたちが子供より先に家を出て、子供が学校に行かないという状況になっても困るので一教室でも、開放していただければありがたいと思いますが難しいでしょうか。
- 学校教育課長 教頭が7時頃には学校を開けますので、7時過ぎには登校できない状態になっています。7時前に登校するのは、逆に危ないです

のであまり早い時間に登校しないように、7時から7時50分頃までに登校するように指導しています。それでも不都合があれば各学校で対応はできると思います。

委員長 都会では集団登校をやっているようです。こちらでも新学期など時期によりやっていますが、どのような状況ですか。

学校教育課長 市内で一斉にということはやっていませんが、実状によって取り組んでいる学校は県内にいくつかあります。集団で登校することによって交通事故に巻き込まれた場合に被害が拡大する懸念もありますので、各学校が実状に応じた対応をしていると考えています。

委員長 他に質問はありませんか。次に社会教育課の説明をお願いします。

社会教育課長 資料の4ページで説明

委員長 質問はありませんか。

教育長 成人式の第2部の講演会参加者が少なかったということで、第2部のあり方を考える材料にしなければいけないと思います。

委員長 一般の方にも講演会の声かけをしたらどうかと考えます。

社会教育課長 来年は文化ホールが使えますので1,200名入れます。講演会についても保護者の方々にも入っていただくような手立てを考えたいと思います。2部のあり方について、各市の状況を調査し検討したいと思います。

委員長 他に質問はありませんか。次に文化課の説明をお願いします。

文化課専門職 資料の5ページ、6ページで説明

委員長 質問はありませんか。次に市民スポーツ課の説明をお願いします。

市民スポーツ課長 資料の7ページで説明

委員長 質問はありませんか。次に少年自然の家の説明をお願いします。

少年自然の家所長 資料の8ページで説明

委員長 質問はありませんか。

委員長 寒い時期ですが、寝具等は足りていますか。

少年自然の家所長 足りています。

委員長 他に質問はありませんか。次に中央図書館の説明をお願いします。

中央図書館長 資料の9ページで説明

委員長 質問はありませんか。

委員長 以上で諸般報告を終わります。

【薩摩川内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る議案に関する意見の申出について】

委員長 続きます。議案第1号 薩摩川内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る議案に関する意見の申出について、説明をお願いします。

教育総務課長 議案書の1ページから5ページ、及び議案資料の1ページで組織機構の見直しに伴いスポーツに関する業務を市長部局に移管するため、教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定、及び薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例、スポーツ推進審議会条例、体育施設条例、川内地域体育施設条例、野外運動場照明施設条例、プール条例、B & G海洋センター条例、レガッタハウス条例、スポーツ交流研修センター条例の9条例の改正を行う旨を説明。

委員長 質問はありませんか。

委員 市民スポーツ課が市長部局に移るとのことですが、他の課、例えば学校教育課と絡む業務の棲み分けはどのように考えていますか。

教育総務課長 学校教育課と連携しなければいけない業務については、今まで通り市民に支障がないように連携して進めていきます。所管が市長部局に移りますが、サービスが落ちることがないようにするのが原則です。

委員長 議案第1号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

【薩摩川内市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定に係る議案に関する意見の申出について】

委員長 続きます。議案第2号 薩摩川内市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定に係る議案に関する意見の申出について、説明をお願いします。

少年自然の家所長 議案書の6ページから8ページ、及び議案資料の2ページ、3ページで少年自然の家を使用することができる者に「生涯学習に関する研修等を行う5人以上の団体」を条項に加え、使用者の範囲を明確化する旨を説明。

委員長 質問はありませんか。

委員長 現行の第5条第3号に前2号に掲げるもののほか、教育委員会

が適当と認めるもの、とあるので全ての人が利用可能と捉えていいんですよ。少年自然の家が開所した時に誰でも使っているということで、地域の方たちも利用していたと記憶していますが、今回、明文化したということですね。

教育部長 本条例の第1条には健全な少年の育成を図るため少年自然の家を設置する、とあります。これを第5条第3号の教育委員会が適当と認めるもの、を広く解釈して誰でも使えるというのは、法制上いかなものかという監査委員のご意見がありました。誰でも使わせるのがいけないということではなく、法制上疑義があるので条文を整理する必要があるのではないかとということです。

教育長 今までは、必要があれば使わせるということでしたが、子供たちの使用に支障がない場合は積極的に使わせるということです。

委員長 議案第2号を承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。

【薩摩川内市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について】

委員長 続きまして、議案第3号 薩摩川内市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

教育総務課長 議案書の9ページ、10ページ、及び議案資料の5ページ、6ページで学校財務事務の簡素化を図るため、予算執行伺、支出負担行為、支出命令に係る決裁については教頭を経由しなくてもよいこととする旨を説明。

委員長 質問はありませんか。

委員 教頭の回議を必要とする財務事務は年間でどれ位ありますか。

教育総務課長 学校の規模により異なりますが、月に30件位あると思います。教頭が不在で決裁がおりなかったりして事務が停滞することもあるようです。

委員 教頭の回議を省くことで、書類の正確性や精査について問題はありませんか。

教育総務課長 学校からきた支出負担行為書、支出命令書は教育総務課で審査してから会計課へ回付します。会計課でも審査をしますので、二重に審査していることになります。

委員 精査について問題はないということですね。教頭先生は違う部分で能力を発揮していただきたいということですね。

教育総務課長 一番の目的は財務事務の迅速化です。
委 員 長 議案第3号を承認してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委 員 長 ご異議はないものと認めます。よって、本案は可決されました。
委 員 長 その他で3月上程予定議案について、説明をお願いします。
教育総務課長 別紙資料で地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、公告式条例は条項ずれ、報酬及び費用弁償等に関する条例は委員長の報酬規定を削除、特別職員の給与に関する条例は教育長を追加、教育長の給与等に関する条例は廃止、市議会委員会条例は代表者を教育長に修正、教育長の勤務時間等に関する条例を新規制定する旨を説明。

委 員 長 質問はありませんか。
委 員 長 薩摩川内市スポーツ推進計画の策定について、説明をお願いします。
市民スポーツ課長 別紙資料でスポーツ推進計画策定の考え方、策定作業の進め方、計画の構成、本市のスポーツの現状と課題、「スポーツ活動を楽しむ環境整備」を基本理念とする計画の基本的な考え方、生涯スポーツの推進、競技スポーツの振興、スポーツ環境の充実、スポーツによる地域の活性化を基本方針とする基本施策について説明。

委 員 長 質問はありませんか。
委 員 長 2月の行事予定について、教育総務課から説明をお願いします。
(各課所長が資料の10ページから14ページで説明)

委 員 長 行事予定について、質問はありませんか。
委 員 長 その他、委員の皆さんから何かありませんか。
委 員 長 事務局から何かありませんか。
教育総務課長 薩摩川内市教育振興計画の体系について、施策の方向、主な施策を説明し、2月にパブリックコメントを実施し、2月定例会で提案する旨を説明。

委 員 長 委員の皆さんは、事前に内容を確認していただき次回の定例会で意見をいただきたいと思います。
委 員 長 以上で、平成27年第1回薩摩川内市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。